

平成18年5月31日

各 位

東京都千代田区二番町5番地5
会社名 21LADY株式会社
代表者名 代表取締役社長 広野道子
(本名: 藤井 道子)
(コード番号: 3346)
情報取扱責任者: IR担当役員 猪熊建夫

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社洋菓子のヒロタ(以下 ヒロタ)を被告とした、業務委託報酬請求訴訟において以下のとおり和解が成立いたしましたのでご報告させていただきます。

記

【訴訟の概要】

(1) 訴訟の内容

本訴訟は、当社がヒロタの経営権を引継ぐ前である民事再生手続開始申請時に締結した業務委託契約に関して、朝日監査法人(現 あずさ監査法人)以下 同監査法人)を原告、ヒロタを被告とし、被告が民事再生手続開始の申請をした際の、スポンサー等の選定、被告が受ける買収調査の際の支援、スポンサー等との基本合意契約に係る助言・支援等の財務アドバイザー業務に係る業務委託報酬として、原告が被告に47,250千円の支払いを求める業務委託報酬請求訴訟でありました。

(2) 和解の内容

本訴訟は、平成15年9月より係属しておりましたが、平成18年5月29日をもちましてヒロタより同監査法人に対し27,500千円の和解金を支払う旨の和解が成立いたしました。

本件の和解をもちまして、当社及び当社グループにおける訴訟リスクは全て解決したことになります。

(3) 業績への影響

本訴訟における、和解金等の費用に関しましては前期までの状況を勘案し、30,500千円を既に費用計上をしており、当社及び当社グループへの業績に対する影響は軽微なものとなります。

本件に関するお問い合わせ先

21LADY株式会社 経営企画担当 03-3556-2121

以 上